

**青梅市融資資金利子補給条例の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例**

上記の議案を提出する。

令和5年2月17日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

市内中小企業をめぐる経営環境は、依然として厳しい状況にあることから、引き続きその資金繰りの円滑化を図るため、青梅市融資資金利子補給条例の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例により定められた貸付利率等に関する特例措置の適用期間を1年間延長するほか、所要の規定の整備を行いたいので、この条例案を提出いたします。

**青梅市融資資金利子補給条例の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例**

(青梅市融資資金利子補給条例の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第1条 青梅市融資資金利子補給条例の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例(平成26年条例第5号)の一部を次のように改正する。

付則第2項中「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

(青梅市融資資金利子補給条例の一部改正)

第2条 青梅市融資資金利子補給条例(昭和45年条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表備考第1項中「第2条第6号」を「第2条第5号」に改める。

(青梅市融資資金利子補給条例の臨時特例に関する条例の一部改正)

第3条 青梅市融資資金利子補給条例の臨時特例に関する条例(平成5年条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表備考第2項中「第2条第6号」を「第2条第5号」に改める。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条および第3条の改正規定は、公布の日から施行する。